

令和 2 年度決算に基づく  
下関市健全化判断比率及び  
資金不足比率に係る審査意見書

下 関 市 監 査 委 員



下 監 第 1 4 6 号  
令和3年(2021年)8月24日

下関市長 前田 晋太郎 様

下関市監査委員	小 野 雅 弘
同	大 賀 一 慶
同	香 川 昌 則
同	小熊坂 孝 司

令和2年度決算に基づく下関市健全化判断比率  
及び資金不足比率に係る審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により審査に付された、令和2年度決算に基づく下関市健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定基礎事項を記載した書類を審査したので、その結果について次のとおり意見を提出します。

# 目 次

## 下関市健全化判断比率審査意見

1. 審査の概要	1
(1) 審査の対象	1
(2) 審査の期間	1
(3) 審査の方法	1
2. 審査の結果	1
(1) 総合意見	1
(2) 個別意見	2
①実質赤字比率	2
②連結実質赤字比率	3
③実質公債費比率	5
④将来負担比率	6
(3) 是正改善を要する事項	6

## 下関市資金不足比率審査意見

1. 審査の概要	7
(1) 審査の対象	7
(2) 審査の期間	7
(3) 審査の方法	7
2. 審査の結果	8
(1) 総合意見	8
(2) 個別意見	9
①臨海土地造成事業特別会計	9
②渡船特別会計	10
③市場特別会計	11
④観光施設事業特別会計	12
⑤漁業集落環境整備事業特別会計	13
⑥農業集落排水事業特別会計	14
⑦水道事業会計	15
⑧工業用水道事業会計	16
⑨公共下水道事業会計	17
⑩病院事業会計	18
⑪ボートレース事業会計	19
(3) 是正改善を要する事項	20

《用語の説明》

《巻末資料》健全化判断比率及び資金不足比率の対象範囲

## 凡 例

- 1 文中等に記載する「令和2年度」は、令和2年度決算に基づくことを、「令和元年度」は、令和元年度決算に基づくことをいい、以下同様である。
- 2 P（ポイント）は、パーセンテージ間の単純差し引き数値である。
- 3 類団指標とは、本市の類似団体とした15都市の単純平均である。  
本市の類似団体の類型である中核市は人口・財政規模が非常に幅広い  
ため、令和2年3月31日現在中核市である58団体のうち、人口が  
30万人未満（令和2年国勢調査人口速報集計）である以下の15団体  
の単純平均（令和元年度決算数値）を指標（以下「類団指標」という。）  
とした。
  - ・類団指標として用いる中核市（15団体）  
下関市・函館市・青森市・八戸市・盛岡市・山形市・福島市・福井市・  
甲府市・八尾市・寝屋川市・鳥取市・松江市・呉市・佐世保市



## 下関市健全化判断比率審査意見

### 1. 審査の概要

#### (1) 審査の対象

令和2年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類（以下「算定書類」という。）

#### (2) 審査の期間

令和3年7月15日から令和3年8月12日までの29日間

#### (3) 審査の方法

令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び算定書類の審査に当たっては、比率は関係法令にのっとり適正に算定されているか、算定書類は適正に作成されているかについて、証拠書類との照合を行うとともに、関係職員からの説明聴取などの方法により審査を実施した。

### 2. 審査の結果

#### (1) 総合意見

審査に付された次の表に掲げる健全化判断比率は、いずれも適正に算定されており、算定書類についても適正に作成されているものと認められた。

	令和2年度 A %	令和元年度 B %	比較増減 A-B P	早期健全化 基準 %	類団指標 (令和元年度) %
① 実質赤字比率	—	—	—	11.25	—
② 連結実質赤字比率	—	—	—	16.25	—
③ 実質公債費比率	9.8	9.8	0.0	25.0	8.0
④ 将来負担比率	75.8	82.2	△ 6.4	350.0	61.8

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字額がないため「—」と表示している。

(2) 個別意見

① 実質赤字比率

実質赤字比率の算定式及び各項目の数値は、次のとおりである。なお、本市の早期健全化基準は 11.25%である。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

(単位：千円)

区 分	令和2年度	令和元年度	比較増減
一般会計等の実質赤字額	△ 2,157,125	△ 1,956,550	△ 200,575
一般会計	△ 2,473,704	△ 2,303,430	△ 170,274
土地取得特別会計	△ 55,447	△ 56,559	1,112
母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	△ 6,899	△ 5,103	△ 1,796
港湾特別会計	378,925	408,542	△ 29,617
市立市民病院債管理特別会計			0
公債管理特別会計			0
標準財政規模	66,589,828	65,442,475	1,147,353

※ 赤字の算定の基となるため、黒字の場合は負数、赤字の場合は正数となる。

(単位：%、P)

区 分	令和2年度	令和元年度	比較増減
実質赤字比率 (計算上の比率)	— (△ 3.23)	— (△ 2.98)	— (△ 0.25)

※ 実質赤字額が発生していないため「—」と表示している。

※ 小数点第3位以下切り捨て。

令和2年度の実質赤字比率については、実質赤字額がないため「—」と表示している。

参考までに、実質収支の比率としてみると、令和2年度は 3.23%で、令和元年度の 2.98%と比較すると 0.25 ポイント上昇し、現状では財政収支に問題はないと認められる。

なお、令和元年度の類似団体における実質赤字比率は、いずれも「—」であった。



② 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率の算定式及び各項目の数値は、次のとおりである。なお、本市の早期健全化基準は 16.25%である。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

(単位：千円)

区 分	令和2年度	令和元年度	比較増減
連 結 実 質 赤 字 額	△ 28,184,285	△ 17,231,977	△ 10,952,308
一般会計等	△ 2,157,125	△ 1,956,550	△ 200,575
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計	△ 1,392,355	△ 1,140,193	△ 252,162
国民健康保険特別会計	△ 823,877	△ 558,383	△ 265,494
介護保険特別会計介護保険事業勘定	△ 422,574	△ 446,615	24,041
介護保険特別会計介護サービス事業勘定	△ 1,918	△ 2,122	204
後期高齢者医療特別会計	△ 143,986	△ 133,073	△ 10,913
公営企業に係る会計	△ 24,634,805	△ 14,135,234	△ 10,499,571
臨海土地造成事業特別会計	0	0	0
渡船特別会計	△ 8,941	△ 9,469	528
市場特別会計	△ 146,504	△ 188,862	42,358
観光施設事業特別会計	△ 1,929	△ 1,623	△ 306
漁業集落環境整備事業特別会計	△ 1,005	△ 696	△ 309
農業集落排水事業特別会計	△ 2,004	△ 2,099	95
水道事業会計	△ 4,728,759	△ 4,786,202	57,443
工業用水道事業会計	△ 261,465	△ 314,350	52,885
公共下水道事業会計	△ 1,684,895	△ 1,696,653	11,758
病院事業会計	△ 116,620	△ 140,750	24,130
ボートレース事業会計	△ 17,682,683	△ 6,994,530	△ 10,688,153
標 準 財 政 規 模	66,589,828	65,442,475	1,147,353

※ 赤字の算定の基となるため、黒字又は資金剰余の場合は負数、赤字又は資金不足の場合は正数となる。

(単位：%、P)

区 分	令和2年度	令和元年度	比較増減
連 結 実 質 赤 字 比 率 ( 計 算 上 の 比 率 )	— (△ 42.32)	— (△ 26.33)	— (△ 15.99)

※ 連結実質赤字額が発生していないため「—」と表示している。

※ 小数点第3位以下切り捨て。

令和2年度の連結実質赤字比率については、連結実質赤字額がないため「―」と表示している。

参考までに、連結実質収支の比率としてみると、令和2年度は42.32%で、令和元年度の26.33%と比較すると15.99ポイント上昇し、現状では財政収支に問題はないと認められる。

なお、令和元年度の類似団体における実質赤字比率は、いずれも「―」であった。

③ 実質公債費比率

実質公債費比率の算定式及び各項目の数値は、次のとおりである。なお、早期健全化基準は 25.0%である。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\left( \begin{array}{c} \text{元利償還金} \\ + \\ \text{準元利償還金} \end{array} \right) - \left( \begin{array}{c} \text{償還のための特定財源} \\ + \\ \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額} \end{array} \right)}{\text{標準財政規模} - \left( \begin{array}{c} \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額} \end{array} \right)} \text{の3か年平均}$$

(単位：千円)

区 分	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度
元 利 償 還 金	17,387,478	17,116,790	16,398,301	16,932,402
準 元 利 償 還 金	2,429,894	2,572,509	2,708,348	3,242,083
償 還 の た め の 特 定 財 源	2,344,509	2,376,854	2,094,216	2,003,421
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	11,852,634	11,952,126	12,056,783	12,645,641
標 準 財 政 規 模	66,589,828	65,442,475	65,666,505	66,481,626

(単位：%、P)

区 分	令和2年度	令和元年度	比較増減
令和2年度分実質公債費比率（単年度）	10.26766	—	/
令和元年度分実質公債費比率（単年度）	10.02110	10.02110	
平成30年度分実質公債費比率（単年度）	9.24394	9.24394	
平成29年度分実質公債費比率（単年度）	—	10.26344	
3 か 年 平 均	9.8	9.8	0.0

※ 単年度分は端数処理せず、3か年平均は小数点第2位以下切り捨て。

令和2年度の実質公債費比率は 9.8%で、早期健全化基準の 25.0%と比較すると、これを下回っており、公債費の財政負担が令和2年度の標準財政規模を基本とした額に比して著しく過大な状況にはないと認められる。

なお、令和2年度の実質公債費比率は、令和元年度と同率となっている。

参考までに、令和元年度の実質公債費比率に係る類団指標は 8.0%となっており、令和2年度の本市との比較では、本市が 1.8 ポイント高くなっている。

④ 将来負担比率

将来負担比率の算定式及び各項目の数値は、次のとおりである。なお、早期健全化基準は 350.0%である。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \left( \begin{array}{c} \text{充当可能基金額} \\ + \\ \text{特定財源見込額} \\ + \\ \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額} \end{array} \right)}{\text{標準財政規模} - \left( \begin{array}{c} \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額} \end{array} \right)}$$

(単位：千円)

区 分	令和2年度	令和元年度	比較増減
将来負担額	196,922,507	203,211,711	△ 6,289,204
充当可能基金額	16,620,565	16,749,659	△ 129,094
特定財源見込額	18,246,362	18,525,314	△ 278,952
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	120,510,802	123,928,383	△ 3,417,581
標準財政規模	66,589,828	65,442,475	1,147,353
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	11,852,634	11,952,126	△ 99,492

(単位：%、P)

区 分	令和2年度	令和元年度	比較増減
将来負担比率	75.8	82.2	△ 6.4

※ 小数点第2位以下切り捨て。

令和2年度の将来負担比率は 75.8%で、早期健全化基準の 350.0%と比較すると、これを下回っており、将来の地方債償還等の支出予定額が令和2年度の標準財政規模を基本とした額に比して著しく過大な状況にはないと認められる。

なお、令和2年度の将来負担比率は、令和元年度の比率 82.2%と比較すると 6.4ポイント低下している。

参考までに、令和元年度の将来負担比率に係る類団指標は 61.8%となっており、令和2年度の本市との比較では、本市が 14ポイント高くなっている。

(3) 是正改善を要する事項

健全化判断比率について、特に指摘すべき事項はない。引き続き財政の健全運営に留意されたい。

# 下関市資金不足比率審査意見

## 1. 審査の概要

### (1) 審査の対象

次の各会計における令和2年度の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

- ① 臨海土地造成事業特別会計
- ② 渡船特別会計
- ③ 市場特別会計
- ④ 観光施設事業特別会計
- ⑤ 漁業集落環境整備事業特別会計
- ⑥ 農業集落排水事業特別会計
- ⑦ 水道事業会計
- ⑧ 工業用水道事業会計
- ⑨ 公共下水道事業会計
- ⑩ 病院事業会計
- ⑪ ボートレース事業会計

### (2) 審査の期間

令和3年7月15日から令和3年8月12日までの29日間

### (3) 審査の方法

令和2年度決算に基づく資金不足比率及び算定書類の審査に当たっては、比率は関係法令にのっとり適正に算定されているか、算定書類は適正に作成されているかについて、証拠書類との照合を行うとともに、関係職員からの説明聴取などの方法により審査を実施した。

## 2. 審査の結果

### (1) 総合意見

審査に付された次の表に掲げる資金不足比率は、いずれも適正に算定されており、算定書類についても適正に作成されているものと認められた。

	令和2年度 A %	令和元年度 B %	比較増減 A-B P	経営健全化 基準 %
① 臨海土地造成事業特別会計	—	—	—	20.0
② 渡船特別会計	—	—	—	
③ 市場特別会計	—	—	—	
④ 観光施設事業特別会計	—	—	—	
⑤ 漁業集落環境整備事業特別会計	—	—	—	
⑥ 農業集落排水事業特別会計	—	—	—	
⑦ 水道事業会計	—	—	—	
⑧ 工業用水道事業会計	—	—	—	
⑨ 公共下水道事業会計	—	—	—	
⑩ 病院事業会計	—	—	—	
⑪ ボートレース事業会計	—	—	—	

※ 資金不足が発生していない場合は、「—」と表示している。

※ 資金不足比率が 20.0%以上となった場合は、公営企業の経営の健全化のための計画を定める必要がある。

(2) 個別意見

① 臨海土地造成事業特別会計

臨海土地造成事業特別会計の資金不足比率の算定式は、次のとおりである。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

資金の不足額及び事業の規模は、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	令和2年度 A	令和元年度 B	比較増減 A-B
ア 歳出額 + 算入地方債	2,775,673	3,852,921	△ 1,077,248
イ 歳入額 - 翌年度へ繰り越すべき財源	221,490	1,163,309	△ 941,819
ウ 土地収入見込額	3,881,496	4,261,592	△ 380,096
エ 地方債残高 + 他会計長期借入金	2,825,693	2,891,010	△ 65,317
資金の不足額 アーイーウ+エ(※)	0	0	0
a 資本			
b 負債 (繰上充用額+地方債残高+長期借入金)	5,379,876	5,580,622	△ 200,746
事業の規模 a + b	5,379,876	5,580,622	△ 200,746

※ [資金の不足額]の[アーイーウ]が負数の場合はエを加算。ただし、その値が>0となるときは「0」とする。

以上に基づき算定された臨海土地造成事業特別会計の資金不足比率は、次のとおりである。

(単位：%、P)

区 分	令和2年度	令和元年度	比較増減
資金不足比率 (計算上の比率)	— (0.0)	— (0.0)	— (0.0)

※ 資金不足が発生していないため「—」と表示している。

※ 小数点第2位以下切り捨て。

令和2年度の資金不足比率については、資金不足額がないため「—」と表示している。

参考までに、資金剰余の比率としてみると、令和2年度は0%で令和元年度と同率であり、現状では経営資金の状況に問題はないと認められる。

② 渡船特別会計

渡船特別会計の資金不足比率の算定式は、次のとおりである。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

資金の不足額及び事業の規模は、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	令和2年度 A	令和元年度 B	比較増減 A-B
ア 歳出額 + 算入地方債	150,929	154,102	△ 3,173
イ 歳入額 - 翌年度へ繰り越すべき財源	159,870	163,571	△ 3,701
資金の不足額 アーイ	△ 8,941	△ 9,469	528
a 営業収益に相当する収入の額	16,224	17,183	△ 959
b 受託工事収益に相当する収入の額			0
事業の規模 a - b	16,224	17,183	△ 959

以上に基づき算定された渡船特別会計の資金不足比率は、次のとおりである。

(単位：%、P)

区 分	令和2年度	令和元年度	比較増減
資 金 不 足 比 率 ( 計 算 上 の 比 率 )	— (△ 55.1)	— (△ 55.1)	— ( 0.0)

※ 資金不足が発生していないため「—」と表示している。

※ 小数点第2位以下切り捨て。

令和2年度の資金不足比率については、資金不足額がないため「—」と表示している。

参考までに、資金剰余の比率としてみると、令和2年度は55.1%で令和元年度と同率であり、現状では経営資金の状況に問題はないと認められる。



### ③ 市場特別会計

市場特別会計の資金不足比率の算定式は、次のとおりである。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

資金の不足額及び事業の規模は、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	令和2年度 A	令和元年度 B	比較増減 A-B
ア 歳出額 + 算入地方債	743,439	823,368	△ 79,929
イ 歳入額 - 翌年度へ繰り越すべき財源	889,943	1,012,230	△ 122,287
資金の不足額 アーイ	△ 146,504	△ 188,862	42,358
a 営業収益に相当する収入の額	367,845	424,046	△ 56,201
b 受託工事収益に相当する収入の額			0
事業の規模 a-b	367,845	424,046	△ 56,201

以上にに基づき算定された市場特別会計の資金不足比率は、次のとおりである。

(単位：%、P)

区 分	令和2年度	令和元年度	比較増減
資 金 不 足 比 率 ( 計 算 上 の 比 率 )	— (△ 39.8)	— (△ 44.5)	— (4.7)

※ 資金不足が発生していないため「—」と表示している。

※ 小数点第2位以下切り捨て。

令和2年度の資金不足比率については、資金不足額がないため「—」と表示している。

参考までに、資金剰余の比率としてみると、令和2年度は39.8%で令和元年度の44.5%と比較すると4.7ポイント低下しているものの、現状では経営資金の状況に問題はないと認められる。

④ 観光施設事業特別会計

観光施設事業特別会計の資金不足比率の算定式は、次のとおりである。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

資金の不足額及び事業の規模は、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	令和2年度 A	令和元年度 B	比較増減 A-B
ア 歳出額 + 算入地方債	204,011	164,260	39,751
イ 歳入額 - 翌年度へ繰り越すべき財源	205,940	165,883	40,057
資金の不足額 アーイ	△ 1,929	△ 1,623	△ 306
a 営業収益に相当する収入の額	159,797	421,089	△ 261,292
b 受託工事収益に相当する収入の額			0
事業の規模 a-b	159,797	421,089	△ 261,292

※ aの中には、海峡ビューしものせき及びサングリーン菊川の指定管理者利用料金収入額が含まれている。

以上に基づき算定された観光施設事業特別会計の資金不足比率は、次のとおりである。

(単位：%、P)

区 分	令和2年度	令和元年度	比較増減
資 金 不 足 比 率 ( 計 算 上 の 比 率 )	— (△ 1.2)	— (△ 0.3)	— (△ 0.9)

※ 資金不足が発生していないため「—」と表示している。

※ 小数点第2位以下切り捨て。

令和2年度の資金不足比率については、資金不足額がないため「—」と表示している。

参考までに、資金剰余の比率としてみると、令和2年度は1.2%で、令和元年度の0.3%と比較すると0.9ポイント上昇しており、現状では経営資金の状況に問題はないと認められる。

⑤ 漁業集落環境整備事業特別会計

漁業集落環境整備事業特別会計の資金不足比率の算定式は、次のとおりである。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

資金の不足額及び事業の規模は、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	令和2年度 A	令和元年度 B	比較増減 A-B
ア 歳出額 + 算入地方債	9,936	16,493	△ 6,557
イ 歳入額 - 翌年度へ繰り越すべき財源	10,941	17,189	△ 6,248
資金の不足額 アーイ	△ 1,005	△ 696	△ 309
a 営業収益に相当する収入の額	1,445	1,425	20
b 受託工事収益に相当する収入の額			0
事業の規模 a-b	1,445	1,425	20

以上にに基づき算定された漁業集落環境整備事業特別会計の資金不足比率は、次のとおりである。

(単位：%、P)

区 分	令和2年度	令和元年度	比較増減
資 金 不 足 比 率 ( 計 算 上 の 比 率 )	— (△ 69.5)	— (△ 48.8)	— (△ 20.7)

※ 資金不足が発生していないため「—」と表示している。

※ 小数点第2位以下切り捨て。

令和2年度の資金不足比率については、資金不足額がないため「—」と表示している。

参考までに、資金剰余の比率としてみると、令和2年度は69.5%で令和元年度の48.8%と比較すると20.7ポイント上昇しており、現状では経営資金の状況に問題はないと認められる。

⑥ 農業集落排水事業特別会計

農業集落排水事業特別会計の資金不足比率の算定式は、次のとおりである。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

資金の不足額及び事業の規模は、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	令和2年度 A	令和元年度 B	比較増減 A-B
ア 歳出額 + 算入地方債	355,869	379,460	△ 23,591
イ 歳入額 - 翌年度へ繰り越すべき財源	357,873	381,559	△ 23,686
資金の不足額 アーイ	△ 2,004	△ 2,099	95
a 営業収益に相当する収入の額	108,824	106,816	2,008
b 受託工事収益に相当する収入の額			0
事業の規模 a-b	108,824	106,816	2,008

以上に基づき算定された農業集落排水事業特別会計の資金不足比率は、次のとおりである。

(単位：%、P)

区 分	令和2年度	令和元年度	比較増減
資 金 不 足 比 率 ( 計 算 上 の 比 率 )	— (△ 1.8)	— (△ 1.9)	— (0.1)

※ 資金不足が発生していないため「—」と表示している。

※ 小数点第2位以下切り捨て。

令和2年度の資金不足比率については、資金不足額がないため「—」と表示している。

参考までに、資金剰余の比率としてみると、令和2年度は1.8%で、令和元年度の1.9%と比較すると0.1ポイント低下しているものの、現状では経営資金の状況に問題はないと認められる。

⑦ 水道事業会計

水道事業会計の資金不足比率の算定式は、次のとおりである。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

資金の不足額及び事業の規模は、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	令和2年度 A	令和元年度 B	比較増減 A-B
ア 流動負債 + 算入地方債	1,411,344	1,325,218	86,126
イ 流動資産 - 翌年度へ繰り越すべき財源	6,140,103	6,111,420	28,683
資金の不足額 アーイ	△ 4,728,759	△ 4,786,202	57,443
a 営業収益の額	5,330,184	5,675,032	△ 344,848
b 受託工事収益の額	2,573	3,451	△ 878
事業の規模 a-b	5,327,611	5,671,581	△ 343,970

※ アの中には、貸借対照表の流動負債に計上されている企業債（建設改良費等の財源に充てるためのもの）の額は含まれていない。

以上にに基づき算定された水道事業会計の資金不足比率は、次のとおりである。

(単位：%、P)

区 分	令和2年度	令和元年度	比較増減
資 金 不 足 比 率 ( 計 算 上 の 比 率 )	— (△ 88.7)	— (△ 84.3)	— (△ 4.4)

※ 資金不足が発生していないため「—」と表示している。

※ 小数点第2位以下切り捨て。

令和2年度の資金不足比率については、資金不足額がないため「—」と表示している。

参考までに、資金剰余の比率としてみると、令和2年度は88.7%で令和元年度の84.3%と比較すると4.4ポイント上昇しており、現状では経営資金の状況に問題はないと認められる。

⑧ 工業用水道事業会計

工業用水道事業会計の資金不足比率の算定式は、次のとおりである。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

資金の不足額及び事業の規模は、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	令和2年度 A	令和元年度 B	比較増減 A-B
ア 流動負債 + 算入地方債	23,507	20,410	3,097
イ 流動資産 - 翌年度へ繰り越すべき財源	284,972	334,760	△ 49,788
資金の不足額 アーイ	△ 261,465	△ 314,350	52,885
a 営業収益の額	216,469	213,405	3,064
b 受託工事収益の額	385		385
事業の規模 a-b	216,084	213,405	2,679

以上に基づき算定された工業用水道事業会計の資金不足比率は、次のとおりである。

(単位：%、P)

区 分	令和2年度	令和元年度	比較増減
資 金 不 足 比 率 ( 計 算 上 の 比 率 )	— (△ 121.0)	— (△ 147.3)	— (26.3)

※ 資金不足が発生していないため「—」と表示している。

※ 小数点第2位以下切り捨て。

令和2年度の資金不足比率については、資金不足額がないため「—」と表示している。

参考までに、資金剰余の比率としてみると、令和2年度は121.0%で令和元年度の147.3%と比較すると26.3ポイント低下しているものの、現状では経営資金の状況に問題はないと認められる。

⑨ 公共下水道事業会計

公共下水道事業会計の資金不足比率の算定式は、次のとおりである。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

資金の不足額及び事業の規模は、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分		令和2年度 A	令和元年度 B	比較増減 A-B
ア	流動負債 + 算入地方債	842,011	1,740,335	△ 898,324
イ	流動資産 - 翌年度へ繰り越すべき財源	2,526,906	3,436,988	△ 910,082
資金の不足額 アーイ		△ 1,684,895	△ 1,696,653	11,758
a	営業収益の額	3,578,394	3,593,564	△ 15,170
b	受託工事収益の額			0
事業の規模 a-b		3,578,394	3,593,564	△ 15,170

※ アの中には、貸借対照表の流動負債に計上されている企業債（建設改良費等の財源に充てるためのもの）の額は含まれていない。

以上に基づき算定された公共下水道事業会計の資金不足比率は、次のとおりである。

(単位：%、P)

区 分	令和2年度	令和元年度	比較増減
資 金 不 足 比 率 ( 計 算 上 の 比 率 )	— (△ 47.0)	— (△ 47.2)	— (0.2)

※ 資金不足が発生していないため「—」と表示している。

※ 小数点第2位以下切り捨て。

令和2年度の資金不足比率については、資金不足額がないため「—」と表示している。

参考までに、資金剰余の比率としてみると、令和2年度は47.0%で令和元年度の47.2%と比較すると0.2ポイント低下しているものの、現状では経営資金の状況に問題はないと認められる。

⑩ 病院事業会計

病院事業会計の資金不足比率の算定式は、次のとおりである。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

資金の不足額及び事業の規模は、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	令和2年度 A	令和元年度 B	比較増減 A-B
ア 流動負債 + 算入地方債	154,731	241,461	△ 86,730
イ 流動資産 - 翌年度へ繰り越すべき財源	271,351	382,211	△ 110,860
資金の不足額 アーイ	△ 116,620	△ 140,750	24,130
a 営業収益の額	665,462	767,492	△ 102,030
b 受託工事収益の額			0
事業の規模 a-b	665,462	767,492	△ 102,030

※ アの中には、貸借対照表の流動負債に計上されている企業債（建設改良費等の財源に充てるためのもの）の額は含まれていない。

以上に基づき算定された病院事業会計の資金不足比率は、次のとおりである。

(単位：%、P)

区 分	令和2年度	令和元年度	比較増減
資 金 不 足 比 率 ( 計 算 上 の 比 率 )	— (△ 17.5)	— (△ 18.3)	— (0.8)

※ 資金不足が発生していないため「—」と表示している。

※ 小数点第2位以下切り捨て。

令和2年度の資金不足比率については、資金不足額がないため「—」と表示している。

参考までに、資金剰余の比率としてみると、令和2年度は17.5%で令和元年度の18.3%と比較すると0.8ポイント低下しているものの、現状では経営資金の状況に問題はないと認められる。



⑪ ボートレース事業会計

ボートレース事業会計の資金不足比率の算定式は、次のとおりである。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

資金の不足額及び事業の規模は、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	令和2年度 A	令和元年度 B	比較増減 A-B
ア 流動負債 + 算入地方債	1,980,050	2,180,984	△ 200,934
イ 流動資産 - 翌年度へ繰り越すべき財源	19,662,733	9,175,514	10,487,219
資金の不足額 アーイ	△ 17,682,683	△ 6,994,530	△ 10,688,153
a 営業収益の額	126,330,175	82,371,259	43,958,916
b 受託工事収益の額			0
事業の規模 a-b	126,330,175	82,371,259	43,958,916

以上にに基づき算定されたボートレース事業会計の資金不足比率は、次のとおりである。

(単位：%、P)

区 分	令和2年度	令和元年度	比較増減
資 金 不 足 比 率 ( 計 算 上 の 比 率 )	— (△ 13.9)	— (△ 8.4)	— (△ 5.5)

※ 資金不足が発生していないため「—」と表示している。

※ 小数点第2位以下切り捨て。

令和2年度の資金不足比率については、資金不足額がないため「—」と表示している。

参考までに、資金剰余の比率としてみると、令和2年度は13.9%で、令和元平成年度の8.4%と比較すると5.5ポイント上昇しており、現状では経営資金の状況に問題はないと認められる。

(3) 是正改善を要する事項

資金不足比率について、特に指摘すべき事項はない。引き続き経営の健全運営に留意されたい。

## 《用語の説明》

### 健全化判断比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「財政健全化法」という。）に基づき、地方公共団体の財政の健全性を判断する指標であり、実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率の4つの指標で構成されている。各指標において、算定された比率が早期健全化基準以上である場合は、財政健全化計画を策定し、健全化に向けた早期取り組みが義務付けられている。なお、将来負担比率を除く3つの指標において、算定された比率が財政再生基準以上である場合は、財政再生計画の策定が必要となる。

### 実質赤字比率

標準財政規模に占める一般会計等の実質赤字額の割合を示すものであり、本市において一般会計等に該当する会計は、一般会計・土地取得特別会計・母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計・港湾特別会計・市立市民病院債管理特別会計・公債管理特別会計である。

### 連結実質赤字比率

標準財政規模に占める本市の全会計を対象とした各会計の実質赤字額又は資金の不足額の合計額の割合を示すものである。本指標は、公営企業会計も連結することから、本市全体のフロー指標として位置づけられる。

### 実質公債費比率

一般会計等が支出する公債費及び公債費に準じた経費の、標準財政規模を基本とした額に占める割合の3か年平均のことである。

### 将来負担比率

一般会計等が将来負担することとなっている実質的な負債に当たる額を把握し、この将来負担額から負債の償還に充てることができる基金等を控除した額の、標準財政規模を基本とした額に占める割合のことである。本指標は、実質的な負債と本市の財政規模等を比較する中長期的な視点に基づくストック指標として位置づけられる。

### 資金不足比率

公営企業会計の事業の規模に占める資金の不足額の割合を示すものであり、財政健全化法に基づき公営企業の経営の健全性を判断する指標である。公営企業が供給する住民サービスは、住民の日常生活に欠くことのできないものが多いことから、その経

営の悪化が住民生活に多大な影響を与えることのないよう、個々の公営企業会計において、経営悪化の初期の段階から経営健全化計画の策定が義務付けられている。

### **標準財政規模**

制度的に与えられた経常一般財源の理論的数値で、標準税収入額等、普通交付税額、臨時財政対策債発行可能額の合計である。

### **元利償還金**

一般会計等における地方債の元利償還金から、繰上償還額及び借換債を財源として償還した額を除いたものである。

### **準元利償還金**

次の(1)から(5)までの合計額

- (1) 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還をした場合における1年あたりの元金償還金相当額
- (2) 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還に充てたと認められるもの
- (3) 一部事務組合等への負担金・補助金のうち、一部事務組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- (4) 債務負担行為に基づく支出のうち、公債費に準ずるもの
- (5) 一時借入金の利子

### **特定財源**

国や県からの利子補給、貸付金の財源として起こした地方債に係る貸付金の元利償還金、公営住宅使用料、都市計画事業の財源として起こした地方債の償還額に充当した都市計画税等である。

### **算入地方債**

建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高

《巻末資料》

健全化判断比率及び資金不足比率の対象範囲

一般会計等	一般会計		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	
	一般会計等に属する特別会計	土地取得特別会計					
		母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計					
		港湾特別会計					
		市立市民病院債管理特別会計					
	公債管理特別会計						
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計						
	国民健康保険特別会計						
	介護保険特別会計介護保険事業勘定						
	介護保険特別会計介護サービス事業勘定						
	後期高齢者医療特別会計						
公営企業会計	公営企業に係る会計	法適用企業	水道事業会計	資金不足比率：会計ごとに算定	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
			工業用水道事業会計				
			公共下水道事業会計				
			病院事業会計				
			ボートレース事業会計				
			渡船特別会計				
	法非適用企業	市場特別会計					
		観光施設事業特別会計					
		漁業集落環境整備事業特別会計					
		農業集落排水事業特別会計					
		臨海土地造成事業特別会計					
一部事務組合・広域連合	山口県市町総合事務組合						
	山口県後期高齢者医療広域連合						
独立行政法人	公立大学法人下関市立大学						
	下関市立市民病院						